



第 1 章

計画の策定にあたって

第 1 章では、本市のみどりの基本計画を策定するにあたって、背景や目的、ねらい等を示し、本計画の位置付けについて整理します。

The
Master Plan
of Green

計画の策定にあたって

1-1 みどりの基本計画とは

1 背景

近年、自然環境の変化に起因する災害や異常気象が発生し、地球温暖化対策や生物多様性の保全に向けた地球規模での取組みが求められています。本市においても、都市環境や生態系の保全、良好な景観の形成、歴史的文化的風土の醸成、豊かで潤いのある生活環境の創出が求められる中で、みどりの役割や重要性は日々高まっています。しかし、市街化の進展や、人とみどりの関係の希薄化などにより、みどりは質・量ともに低下していく傾向にあります。特に、市民にとって身近なみどりの代表である公園が老朽化していることやニーズの変化に対応できていないこと、市花であるサクラや市木であるクスノキをはじめとする様々なみどりを守り育てるための体制が持続可能な状況にないことなどが重要な課題として挙げられます。

これらの課題を解決するためには、多様なみどりを個別に考えるのではなく、総合的に考え、一定の目標の下に、都市公園の整備、各種制度に基づく施策、ボランティア活動など様々な施策や取組を体系的に位置付け、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要です。そのために、本市の貴重な財産であるみどりを守り育て、次世代につなげていくことが求められています。

2 みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定めるものであり、目標とその実現のための施策等を内容とするみどりに関する総合的な計画です。

みどりの基本計画には以下のような特徴があります。

- 法律（都市緑地法）に根拠をおく計画制度です
- みどりとオープンスペースに関する総合的な計画です
- 計画策定に際して、パブリックコメント等による住民意見の反映が義務付けられています
- 計画内容の公表が義務付けられています
- 市町村が特色に合わせて独自性のある計画を定めることができます

1-2 みどりとは

1 本計画におけるみどりの定義

本計画でいう『みどり』とは、樹木や草花といった植物だけでなく、それらを含む周辺の土地や空間も含みます。また、山林・河川・海岸などの自然環境だけでなく、農地・公園・街路樹などの人工的な緑も含めます。さらに、民有地の庭や花壇等の少規模な緑についても『みどり』として定義します。

2 みどりの機能

みどりには、期待される多くの機能があり、分類すると「環境保全機能」、「景観形成機能」、「防災機能」、「レクリエーション機能」の4つが挙げられます。これらの4つの視点で本市におけるみどりを考えていきます。

▼ みどりの主な機能

機 能	内 容
環境保全機能	樹木等の植物は、CO ₂ の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和等の機能を有し、また、樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生息地として生態系を構成し、郊外から清涼な風を市街地に送り込む風の道を形成するなど、みどりの機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。
景観形成機能	みどりは地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子ども達の感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。 みどりは、本市固有の歴史・文化と密接に関わっており、みどりを適切に活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。
防災機能	みどりは、災害の発生時において、人々の避難所や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、広域防災拠点等として、多様な機能を持つことから、みどりを適切に確保することにより、まちの安全性・防災性を高めることができます。
レクリエーション機能	価値観の多様化、交通体系の発展等により、レクリエーション活動は多様化、高度化、広域化しています。また、都市化の進展、少子高齢化等に伴い自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなど、レクリエーションに関するニーズは変化しています。みどりの持つ多様な機能を活用することにより、経済社会やレクリエーションニーズの変化に対応したみどり豊かで質の高いレクリエーション空間を確保することができます。

3 緑地の分類

みどりの中には、社会的、制度的に一定の保全、担保がなされているものがあり、これらのみどりを緑地と呼びます。本計画で対象とする緑地は以下のとおりです。

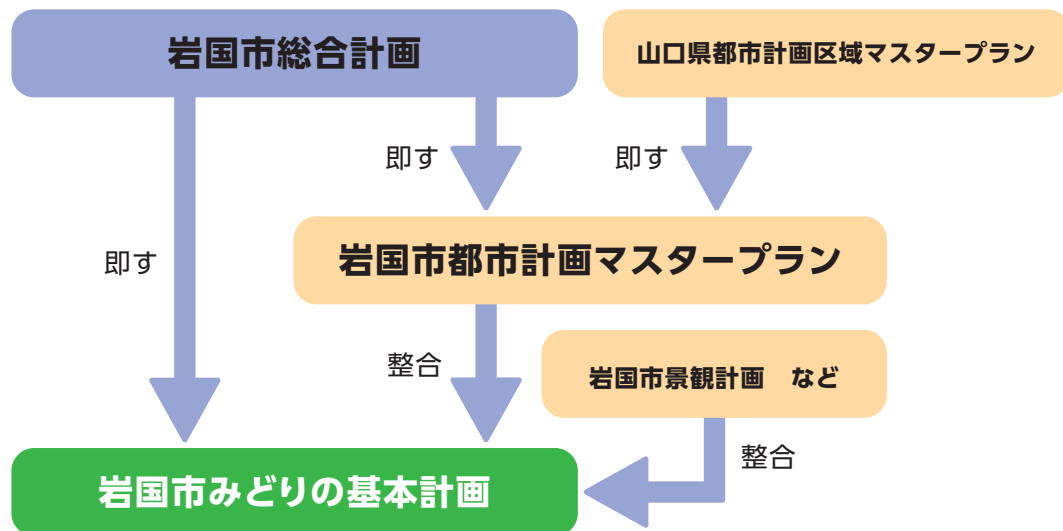
▼ 緑地の分類

分 類				名 称
緑地	施設緑地	都市公園		都市公園法で規定するもの
		公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	都市公園を除く公共空地 国民公園 自転車歩行者専用道路 歩行者専用道路 地方自治法設置又は市条例設置の公園 公共団体が設置している市民農園 公開している教育施設（国公立） 河川緑地 港湾緑地 農業公園 児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド こどもの国 等
			公共公益施設における植栽地等	学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植樹帯 その他の公共公益施設における植栽地 等
			民間施設緑地	
		地域制緑地	法による地域	
	協定によるもの		緑地協定（都市緑地保全法） 景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）	
	条例等によるもの		条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、 樹林地の保存契約 協定による工場植栽地 等	

1-3 計画の位置付け

本計画は、「岩国市総合計画」や「岩国市都市計画マスタープラン」を上位計画とするとともに、「岩国市景観計画」などの関連計画との十分な整合を図ります。

▼ 計画の関連図



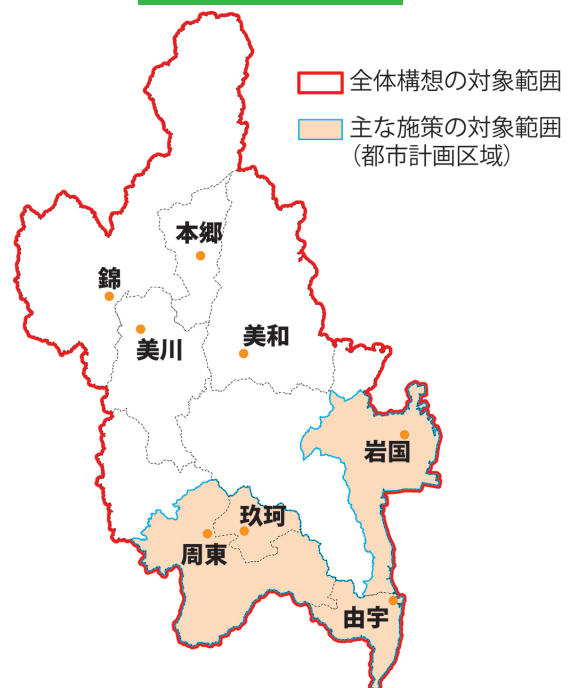
1-4 計画の対象範囲

本市は、岩国都市計画区域と岩国南都市計画区域の2つの都市計画区域を有しており、それ以外の地域は都市計画区域外となっています。みどりの基本計画の対象範囲は、都市緑地法第4条第1項に規定されているように、都市計画区域内を基本としています。しかし、都市計画区域外に広がる山林や河川、農地など本市の骨格を形成する大切なみどりは生物多様性の向上や水源涵養など様々な機能を持ち、市全体として一体的に考えなければなりません。

そこで、市全体を全体構想の対象範囲としてみどりの方向性を示し、都市計画区域を主な施策の対象範囲として具体的なみどりの保全・創出の方策について示します。

また、重点的に対策を検討していく公園の再編については都市計画区域内を対象とし、維持管理体制等のみどりを守り育てるための施策などのソフト施策については市全域を対象とします。

▼ 計画の対象範囲



1-5 目標年次と計画のねらい

みどりの保全や再生には、長期的な取組が必要であることから、計画の期間を、2016年度（平成28年度）から2025年度（平成37年度）の10年間、目標年次を2025年度とし、本市のみどりの将来像を見据えた計画とします。

計画期間内に重点的に取組むべきことを、本市におけるみどりの基本計画の主なねらいとして以下に整理します。また、本計画は10年間の計画であり、今後計画の見直しを図る際には、その時点で課題となっていることをねらいとして改めて設定します。

1 市の特性に合わせた目標や施策による岩国市独自の計画の立案

みどりの基本計画は、一般的に①緑地の保全及び緑化の目標、②みどりに関する施策の方針、③緑地の保全及び緑化の推進のための施策について記述し、みどりに関する課題の解決を目指すものです。本市は、合併により市域が拡大し、中国山地等の山林や錦川、島田川等の河川を都市の骨格として、様々な地形特性を持っています。これらを総合的に捉えつつ、各特性に応じた方針や施策を立案する必要があります。

したがって、市の特性に合わせた目標や施策について検討し、本市独自のみどりの基本計画の立案をねらいの一つ目とします。

2 公園の再編・再生

市民の身近に接するみどりとして公園がありますが、これらの公園は老朽化が進行していることや、人口減少、少子高齢化などの社会構造の変化によるニーズの変化に対応できていないなどの状況が発生しています。また、公園の配置状況を見ると、公園の配置が偏っている場所やあまり整備されていない場所があります。

したがって、社会構造や上位関連計画に基づくまちづくりの推進を踏まえて地域単位で公園を見直す"再編"や公園単体の魅力を向上させる"再生"について考える必要があり、本計画のねらいの二つ目とします。



▲ 街区公園再生例（麻里布町第三街区公園）

3 みどりを守り育てる方法と体制の構築

市花であるサクラは、市内の各所にあり、春には各所で親しまれています。様々な団体が、各所のサクラの保全や植樹のために活動をしています。しかし、各団体では高齢化による活動者の減少や団体間での連携がないなど、将来にわたって持続可能な活動となるようサポート



▲ 錦帯橋のサクラ

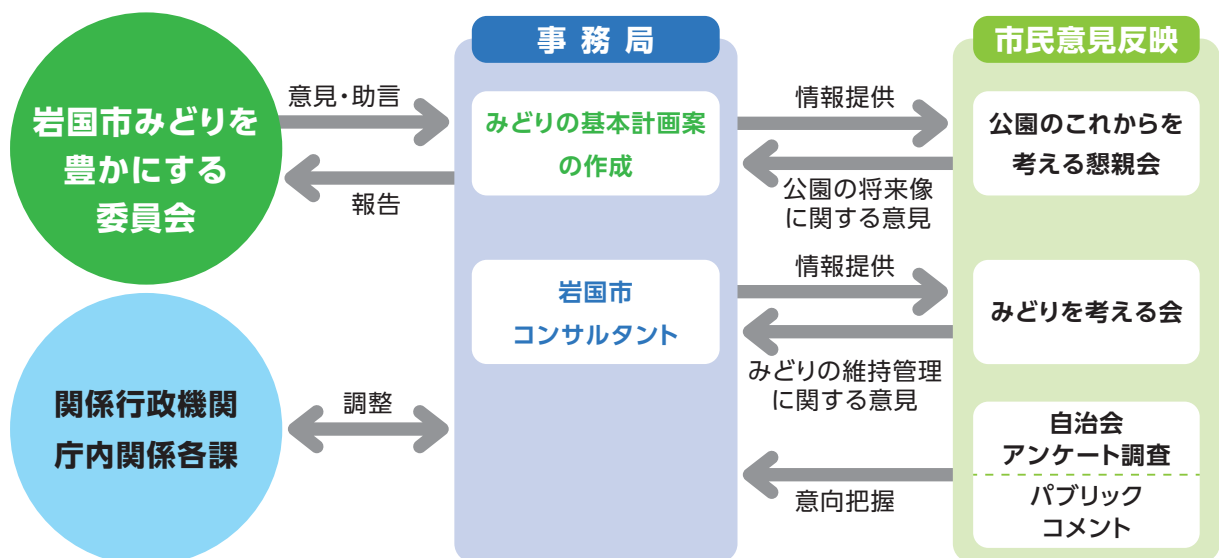
体制を含めて検討する必要があります。また、市木であるクスノキや、市街地の景観や暮らしの質を向上させる街路樹、公園内の樹木など管理が必要なみどりは多くあり、それらの持続可能な維持管理体制の構築が望めます。

したがって、みどりを守り育てる方法と体制の構築を本計画のねらいの三つ目とします。

1-6 計画策定の進め方

本計画は、有識者、関係団体、関係行政機関、市民で構成する「岩国市みどりを豊かにする委員会」で意見や審議をいただきながら策定を進めました。また、本計画を策定するにあたり、「自治会アンケート調査」を実施するとともに、あわせて「岩国市の公園のこれからを考える懇談会」、「岩国市のみどりを考える会」を開催し、広く市民からの意見を把握しました。

▼ 計画策定の体制図



■岩国市みどりを豊かにする委員会

岩国市みどりを豊かにする委員会は、緑地の保全や緑化の推進に関して意見をいただき、計画の実効性を高めるために継続的な進捗管理、新たな施策を検討・展開していくことを目的として設置しました。

主な内容は、緑地の保全及び緑化の推進、公園緑地の計画及び整備、その他本計画の目的を達成するために必要な事項等としました。

■岩国市の公園のこれからを考える懇談会

公園は、老朽化が進行していることや、少子高齢化などの社会構造の変化により公園に求める機能等が変化しています。こうした時代の変化に応じて公園の将来像を計画的に検討する必要が

あることから、市民団体や自治会、子供会等の代表者の方々とともに公園再編に向けた方向性を検討しました。

公園のこれからを考える懇談会で検討された内容は、本計画の公園に関する方針等に反映しています。また、議論の概要は、参考資料に掲載します。

■岩国市のみどりを考える会

岩国市のみどりを考える会は、実際にサクラやみどりの維持管理や植樹活動をされている団体から、活動にあたっての課題を議論いただき、今後の維持管理の方向性について検討しました。

みどりを考える会で検討された内容は、本計画のみどり等の維持管理に関する方針等に反映しています。

■自治会アンケート調査

本市のみどりの現状やみどりに対する意向を把握するために、市内全域の自治会長を対象として、アンケート調査を実施しました。アンケート結果は第2章及び参考資料に記載します。

■パブリックコメント

計画の素案について市民の皆様から広く意見を収集し、計画に反映させることを目的として、素案完成後、パブリックコメントを実施しました。